

養育医療の給付を申請される方へ

体重が2,000グラム以下又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】

この制度は、東久留米市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、「養育医療券」が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

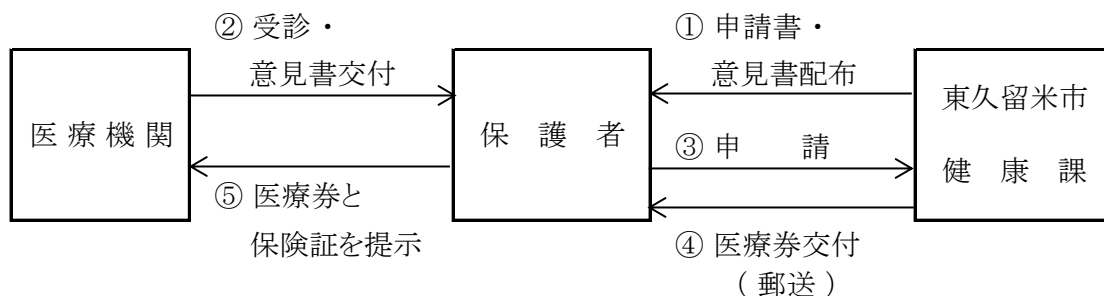
指定医療機関の窓口に「養育医療券」と「健康保険情報」を提示することにより、医療費（健康保険が適用されるもの）の自己負担額が、養育医療の給付として公費で負担されます。

【給付の対象等】

1 給付の対象	次の(1)又は(2)に該当する新生児 (1) 出生時体重2,000グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状態（運動不安、けいれん、運動が異常に少ない） イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） エ 消化器（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2 自己負担金	<u>養育医療の給付</u> に要する費用のうち、一部を市民税額に応じて負担していただきます。 ※ 乳幼児医療費助成(マル乳)の医療証をお持ちの方は、委任状等を提出していただくことにより自己負担金をお支払いいただくことはありません。 ※ 「養育医療券」が送付される前に既に医療費を支払済の場合は、医療機関で精算してください(東久留米市へ医療費を請求することはできません。)。
3 養育医療券の有効期間	「養育医療意見書」に記載されている診療予定期間に基づき有効期間を決定します。 ※ 入院治療のみ有効です。退院されますとその時点で無効となります。 ※ 最長、満1歳の誕生日の前日までです。
4 医療機関	指定養育医療機関

【医療券交付の流れ】

医療券交付までの所要日数：申請に不備がない場合、申請書類を提出してから3週間程度かかります。



【問合せ先】 〒203-0033 東久留米市滝山4-3-14
 東久留米市 福祉保健部 健康課 保健サービス係
 電話 042-477-0022(保健サービス係直通)